

事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号）第39条第4号の規定による事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の納入について、特別に、1月ごとの納入通知書による納入（以下「月決め納入」という。）を許可する基準等について必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 この要綱の規定による月決め納入は、船橋市北部清掃工場、南部清掃工場及び西浦資源リサイクル施設への搬入で、第4条第4項の計量カードを提示して搬入するものに限り、適用するものとする。

(申請)

第3条 月決め納入を希望する者は、月決め納入を希望する期間の始期の10日前までに、事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(許可基準)

第4条 市長は、次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときに限り、事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可書（第2号様式）により、月決め納入を許可するものとし、基準に適合していると認められず、許可することができないときは、事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入を許可しない旨の通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

- (1) 一般事業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に基づき市長が許可した一般廃棄物処理業許可業者による搬入であること。
 - (2) 一般事業者による搬入にあっては、官公署を除き、1月のごみ搬入量が概ね8t以上見込まれること又は搬入回数が該当月のごみ受入日数の半数以上見込まれること。
 - (3) 前条の規定による申請を受けた日から許可する日までの間において、ごみ処理手数料の滞納（次条の規定による納入期限を過ぎているにも関わらず納入されていない状態をいう。以下同じ。）がないこと。ただし、天災等納入できなかったことについて特別な理由があると市長が認める場合はこの限りではない。
 - (4) 第6条第1項第2号又は同条第2項の規定により許可を取り消された日から起算して6月を経過していること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる基準に適合する場合のほか、納入事務が適正

に行われ、月決め納入の必要があると認める場合には、月決め納入を許可できるものとする。

- 3 前各項の許可の期間は、毎会計年度内で、月単位とする。
- 4 市長は、月決め納入を許可したときは、各施設の運営事業者が作成した計量カードを交付するものとする。

(納入期限)

第5条 納入通知書を受けた者は、納入通知書に記載された納期限（搬入の翌々月の金融機関の最終営業日）までにごみ処理手数料を納入しなければならない。ただし、天災等納入できないことについて特別な理由があると市長が認める場合はこの限りではない。

(許可取消)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、月決め納入の許可を取り消すことができる。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可を取り消されたとき又は停止されたとき。
- (2) ごみ処理手数料の滞納があるとき。ただし、天災等納入できなかつたことについて特別な理由があると市長が認める場合はこの限りではない。
- 2 市長は、ごみ処理手数料の滞納がある者に対し、指定納期限を記載した督促状を交付し、指定納期限までにごみ処理手数料が納入されないとときは、月決め納入の許可を取り消すものとする。ただし、天災等納入できなかつたことについて特別な理由があると市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 前各項の規定により、月決め納入の許可を取り消すときは、その旨及び許可を取り消す日を、あらかじめ当該許可業者に口頭で通知した後、事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

附 則（平成17年度 ク推第2024号）

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

現金納入ではなく、船橋市の発行する1月ごとの納入通知書による納入を行いたいので、事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり許可を受けたく申請します。

記

1. 月決め納入を希望する期間

年 月 1 日 ~ 年 月 日

2. 月決め納入を希望する施設

- 北部清掃工場 (船橋市大神保町1360番地1)
- 南部清掃工場 (船橋市潮見町38番)
- 西浦資源リサイクル施設 (船橋市西浦1丁目4番2号)
(搬入する施設にチェックしてください。)

3. 理由

4. 誓約

月決め納入を許可された場合には、ごみ処理手数料を納入期限までに必ず支払うことと誓約します。

ごみ処理手数料を納入期限までに支払うことができなかった場合には、許可を取り消されることがあること、及び許可を取り消された場合には、取り消しの日から起算して6月を経過するまで再度の許可を受けられないことについて確認しました。

(第2号様式)

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可書

年 月 日付で申請のありました標記の件について、事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり許可します。

記

1. 月決め納入を許可する期間

年 月 1 日 ~ 年 月 日

2. 月決め納入を許可する施設

- 北部清掃工場 (船橋市大神保町1360番地1)
- 南部清掃工場 (船橋市潮見町38番)
- 西浦資源リサイクル施設 (船橋市西浦1丁目4番2号)

3. 許可の取り消し

ごみ処理手数料について、納入期限までに支払うことができなかつた場合には、許可を取り消すことがある。

また、上記により許可を取り消した場合には、取り消しの日から起算して6月を経過するまで、再度の許可をしないものとする。

4. 適用対象

ごみ処理手数料の月決め納入は、計量カードを提示して搬入する場合に限り、適用するものとする。

(第3号様式)

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入を許可
しない旨の通知書

年 月 日付で事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料
の月決め納入許可に関する要綱第3条の規定により申請のありました件につ
いて、下記の理由により許可できませんので通知します。

記

(理由)

(第4号様式)

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可取消通知書

事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め納入許可に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項第1号の規定により、下記の月決め納入許可を 年 月 1日付で取り消しましたので、通知します。

なお、要綱第4条第1項第4号の規定により、取り消しの日から起算して6月を経過するまで、再度の月決め納入許可をしないものとします。

記

1. 月決め納入許可番号

年 月 日付 船橋市 指令第 号

2. 月決め納入を許可した期間

年 月 1日 ～ 年 月 日

3. 月決め納入を許可した施設

- 北部清掃工場 (船橋市大神保町1360番地1)
- 南部清掃工場 (船橋市潮見町38番)
- 西浦資源リサイクル施設 (船橋市西浦1丁目4番2号)